東京大学大学院学際情報学府規則

平成１２年３月２１日
評議会可決
沿革

（目的）

第１条　この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、東京大学大学院学際情報学府（以下「本学府」という。）において定めるように規定されている事項及び本学府において必要と認める事項について定めることを目的とする。

２　本学府における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本学府委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、これを定める。

（教育上の目的）

第１条の２　本学府は、全学の情報関連教育研究組織の有機的な連携のもとに、学際的かつ実践的な学びの環境を提供し、高度情報化社会の諸分野で求められる情報の処理技術、それらの社会的な意味や機能に関する高度な知識を幅広く有する人材を育成することを目的とする。ここでは、実践的な情報リテラシーを身につけた人材養成と社会人再教育を行うと同時に、文理融合的に情報学のフロンティアを切り開く研究者・表現者の養成を行う。

（コース）

第２条　本学府学際情報学専攻に、別表１に定めるコースを置く。

２　各コースの人材の育成に関する目的その他の教育上の目的は、別に定める。

（学期）

第２条の２　学年を４学期に分ける。

２　各学期の期間は、学則第４１条第３項により別に定められるところによる。

（標準修業年限）

第２条の３　標準修業年限は、学則第２条第５項の定めるところによる。

２　学生が、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

（修士課程の修了要件）

第３条　修士課程の修了要件は、学則第５条第１項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（博士後期課程の修了要件）

第４条　博士後期課程の修了要件は、学則第６条第１項の定めるところによるものとし、本学府で定めた所要科目を２０単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上

在学すれば足りるものとする。

(1)　修士課程又は専門職学位課程に２年以上在学し当該課程を修了した者　１年

(2)　修士課程又は専門職学位課程に１年以上２年未満在学し当該課程を修了した者　修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて３年

(3)　学則第１６条第２項第７号及び第８号の規定により入学した者　１年

２　前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

（教育課程）

第５条　専攻の授業科目の履修及び単位については、別表２の定めるところによる。ただし、委員会の議を経て別段の定めをすることができる。

２　授業科目の単位数は、講義については１５時間、演習については３０時間、実験又は実習については４５時間の授業時間をもって１単位とする。

（指導教員）

第６条　学生は、その属する専攻の教員を指導教員とし、その指導教員の指示により、本学府の他の教員又は本学の他の研究科若しくは他の教育部若しくは研究所等の教員を副指導教員とすることができる。

２　副指導教員については別に定める。

（履修方法）

第７条　学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

第８条　修士課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを修士課程の単位とすることができる。

(1)　学部及びグローバル教育センターの科目

(2)　他の研究科又は他の教育部の科目

第９条　博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を修得した場合は、別に定める単位数の限度内で、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1)　修士課程の科目

(2)　他の研究科又は他の教育部の科目

２　修士課程において、修了に必要な単位を超えて修得した単位は、指導教員の許可を得て、１０単位を限度として、博士後期課程の単位数に加えることができる。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第１０条　学則第１２条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、委員会の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

（履修科目届及び受験届）

第１１条　学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位

を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

（試験）

第１２条　試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

２　前項のほか、特に必要な場合は、委員会の議を経て、追試験を行うことができる。

（学位論文）

第１３条　学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を学際情報学府長に提出するものとする。

（最終試験）

第１４条　最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ学位論文を提出した者について行う。

２　最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

（学位の授与）

第１５条　学則第５条第１項に定める修了要件を満たした者には、別表１に定めるところにより、修士（学際情報学）又は修士（社会情報学）の学位を授与する。

２　前項の場合において、指導教員の許可を得て申し出た者については、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができるものとする。この場合において、前２条中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究成果」と読み替えるものとする。

第１６条　学則第６条に定める修了要件を満たした者には、別表１に定めるところにより、博士（学際情報学）又は博士（社会情報学）の学位を授与する。

（入学資格）

第１７条　修士課程に入学することのできる者は、学則第１６条第１項（第８号を除く。）の定めるところによる。

２　博士後期課程に入学することのできる者は、学則第１６条第２項各号の定めるところによる。

３　前項の場合において、学則第１６条第２項第７号及び第８号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。

（再入学）

第１８条　修士課程又は博士後期課程を中途退学した者で、当該課程に再入学を志願する者については、学年の初め又は学期の初めに限り、委員会の議を経て、入学を許可することができる。

２　再入学を許可された者は退学前に所属したコースに所属するものとする。

３　再入学者の在学期間は、委員会の議を経て、これを定める。

４　再入学者が退学前の専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第５条に規定する単位に算入することができる。

（修士入学）

第１９条　本学大学院において修士の学位を得た者で、更に修士課程に入学を志願する者の選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、委員会の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

２　前項により入学した者については、委員会の議を経て、在学期間を１年とすることができる。

３　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第５条に規定する単位に算入することができる。

（博士入学）

第２０条　本学大学院において博士の学位を得た者で、更に博士後期課程に入学を志願する者の選抜については、前条第１項の規定を準用する。

２　前項により入学した者については、委員会の議を経て、在学期間を２年とすることができる。

３　第１項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第５条に規定する単位に算入することができる。

（転入学及び転科）

第２１条　学則第２３条に定める転入学及び第２４条に定める転科の受入れについては、別に定める。

（特別研究学生）

第２２条　学則第３２条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科等の申請に基づき、委員会の議を経て、これを許可するものとする。

２　前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

（大学院研究生）

第２３条　大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本学府において別に定める。

附　則

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

２　平成１６年３月３１日以前に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成１６年４月２０日から施行する。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年１０月３日から施行し、改正後の別表１及び別表２の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

２　平成２４年９月３０日以前に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成２６年１０月１日から施行する。

２　平成２６年９月３０日以前にアジア情報社会コース博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２７年３月３１日以前に入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２８年３月３１日以前に入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和５年３月３１日以前に入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

２　令和６年９月３０日以前にアジア情報社会コースに入学し、引き続き在学する者については、改正後の別表２の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　この改正に伴う経過措置は別に定める。

別表１　コース及び授与する学位

別表２　修士課程及び博士後期課程学際情報学専攻科目・必修単位数一覧表

沿革

東京大学大学院学際情報学府規則

体系情報

□第３編　学　務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆平成１２年０３月２１日　　評議会可決
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１４年０３月１８日
◇平成１６年０３月３０日
◇平成１６年０３月３１日
◇平成１６年０４月２０日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０２月０２日
◇平成１８年０９月２６日
◇平成１９年０２月２０日
◇平成２０年１０月０３日
◇平成２１年０２月２６日
◇平成２３年０２月２２日
◇平成２３年０６月０１日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２４年０９月２８日
◇平成２６年０９月２６日
◇平成２７年０２月１７日
◇平成２８年０２月１６日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成３０年０３月１５日
◇令和０５年０３月１７日
◇令和０６年０７月０９日
◇令和０８年０３月１３日